

東広島市農業委員会令和5年6月（第1回）臨時総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月1日(木) 午後13時45分から16時00分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣
16	大月 みどり	17	土井 浩文	18	在間 輝昭
19	古本 啓之	20	橘川 一則	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄	24	住井 正美		

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 1番 長原 毅 委員 2番 久保 伸司 委員

- 7 次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 職員紹介
 - (4) 会長の互選
 - (5) 議席の決定
 - (6) 議事録署名者指名
 - (7) 会期の決定
 - (8) 会長職務代理者の互選

- (9) 農地利用最適化推進委員の委嘱について（議案審議）
- (10) 各委員の担当地域について
- (11) その他
- (12) 閉会

8 出席者

東広島市副市長 前 延 国 治

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部部長	鈴 木 嘉一郎
産業部農林水産課次長兼農林水産課長	松 島 玉 奈
産業部農林水産課課長補佐	湯 浅 至 恭

尾崎局長	<p>ただいまから改選後初めての総会を開催いたします。</p> <p>委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条の第1項の規定に基づきまして、東広島市長が招集することとなっております。したがって、このたび市長からご案内を申し上げたものでございます。</p> <p>私は進行を務めさせていただきます農業委員会事務局長の尾崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして市長が挨拶を申し上げます。</p>
前延副市長	<p>失礼いたします。副市長の前延でございます。本来は、市長の高垣がご挨拶を申し上げる予定でしたが、出席がかないませんので、市長から預かってまいりました挨拶を私のほうから代読させていただきます。</p> <p>農業委員会の初総会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>先ほど辞令を交付させていただきましたが、皆様方には平素から地域農業の振興と農業者への支援についてご尽力いただいておりますこと、心から感謝申し上げます。</p> <p>昨今の農業をめぐる情勢は、全国的に農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など数々の問題を抱えておりまして、農地の集積、集約化は喫緊の課題でございます。このため、本市におきましても令和6年度までの2年間で地域計画を策定し、担い手の育成、確保に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止、解消、農地の集積、集約化を積極的に進めてまいり所存でございます。</p> <p>農業委員の皆様には、これまで培われてきた豊富な知識や経験を生かして、推進委員と密接に連携しながら、地域の代表として地域計画の策定を積極的にリードしていただくとともに、農地利用の最適化の推進にご尽力賜らせてくれますようお願いいたします。</p> <p>農業委員会の今後のますますの発展と、委員の皆様のさらなるご活躍を祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>令和5年6月1日、東広島市長高垣廣徳。代読、副市長前延。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
尾崎局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、前延副市長は次の公務のため退席させていただきます。</p>
	<p>< 前延副市長、退室 ></p>
尾崎局長	<p>続きまして、本日出席しております職員を自己紹介させていただきます。</p>
鈴木産業部長	<p>失礼いたします。産業部長の鈴木でございます。</p> <p>本市の農業の課題解決に向けて、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p>
松島次長	<p>産業部次長兼農林水産課長の松島と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>平素から大変お世話になっております。今後とも農業施策の推進にご協力いただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。</p>
湯浅課長補佐	<p>農林水産課の湯浅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
尾崎局長	<p>以上でございます。</p> <p>それでは、産業部長、産業部次長、農林水産職員につきましては、ここで退席とさせていただきます。</p>
	<p>< 鈴木部長、松島次長、湯浅課長補佐、退室 ></p>
尾崎局長	<p>本日の配席表をお手元に配付させていただいておりますが、今日は仮議席順に着席のほうをお願いしております。この仮議席は、2月の市議会の任命同意案の順とさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>なお、改選後初めての総会でございますので、本来でしたら委員の皆様にも自己紹介をお願いするところでございますが、お時間等の都合もございますので、お配りさせていただいております配席表にて自己紹介に代えさせていただきます。ご了承くださいませ。</p> <p>次に、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、封筒の上に辞令書を置かせていただきました。</p> <p>それから、封筒の中を改めていただきたいと思うんですが、1つ目が配付物一覧。2つ目</p>

尾崎局長	<p>が次第、初総会の次第。3つ目が令和5年初総会議案。4つ目が初総会資料。 以上でございます。辞令書と配席表と今の4つ、合わせて合計6つございますでしょうか。 皆さんよろしゅうございますでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
尾崎局長	<p>ありがとうございます。 これより着座で進行させていただきます。 それでは、次第4、会長の互選に入ります。 東広島市農業委員会会議規則第6条第1項の規定で、委員を任命した後、最初の総会における会長の互選は、出席委員中の最年長者を仮議長として行うことになっております。したがって、仮議席番号1番岡土居委員に仮議長をお願いいたします。 岡土居委員、議長席にお着きをお願いいたします。</p>
仮議長	<p>それでは、東広島市農業委員会互選規程第5条第1項第1号の規定で、会長の互選は仮議長が行うとなっておりますので、私が互選管理人となり、会長の互選会の執行をさせていただきます。 このような会議は不慣れでございますので、議事の円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。 互選会は、東広島市農業委員会互選規程第4条の規定で、委員の3分の2以上の出席により成立するとなっております。したがって、現在の在任24名のうち23名の出席をしてもらえる、3分の2議席の16人以上が出席、会議は成立といたしております。 なお、東広島市農業委員会互選規程第5条第2項の規定で、互選管理人はこの事務を補助執行させるため、互選管理事務の補助者を事務局員の中から指名することができとなっております。 互選事務補助者に、農業委員会尾崎事務局長、定井局長補佐兼農地保全係長、合原主査、坂見主任主事の4名を指名いたします。 次に、互選会の方法でございますが、東広島市農業委員会互選規程第7条の規定に基づく投票による方法と、第15条の規定に基づく指名推薦による方法がありますので、互選管理事務補助者より説明をさせます。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、失礼いたします。まず、指名推薦による互選についてご説明を申し上げます。 東広島市農業委員会互選規程第15条第1項の規定により、互選会に出席した互選資格者の中に異議がないときには、投票によらず指名推薦の方法によることができます。また、同条第2項により、出席した互選資格者全員の同意があった者をもって当選人となると規定をされております。したがって、どなたかから推薦がありましたら、その被推薦人に対し、委員の皆様にご当選人と定めるかどうかを諮っていただき、全員の同意が得られれば当選人と定めることとなります。 続いて、投票による互選規定について説明をいたします。 互選規程第7条の規定により、無記名の投票により行い、委員一人につき1票といたします。また、次の投票については無効となっておりますけれども、まず1番として所定の投票用紙を用いないもの。2番目といたしまして、互選される者の氏名を自分で書かれていないもの。3番目といたしまして、互選される者の氏名のほか、ほかのことを記載したもの。4番目といたしまして、委員でない者の氏名を記載したもの。それから、1票の中に2人以上の氏名を記載したもの。最後に、どの委員を記載したか確認できないもの。これらにつきましては無効となりますので、ご承知おきください。 投票の方法でございますけれども、ご自分の席にて会長立候補者の氏名を1名記入し、投票をお願いいたします。なお、互選規程第12条により、立会人を2人以上指名することとなっておりますけれども、立会人につきましては、仮議席番号の若い委員さんと最後の委員さんをお願いすることとしております。 次に、投票の順番でございますけれども、まず立会人であり仮議席番号の若い委員さんが一番最初にご投票いただき、2番目に互選管理人である仮議長さん、3番目以降が仮議席の番号順に投票をお願いいたします。 次に、開票についてでございますけれども、投票終了後速やかに開票し、投票の調査、点</p>

定井局長補佐	<p>検を行い、得票数を計算して当選人を決定いたします。</p> <p>なお、当選人の決定につきましては、互選規程第14条第1項の規定により、有効投票の最多数を得た方といたします。また、得票数が同数の場合には、互選規程第14条第2項の規程により、互選管理人がくじにより当選人を決定いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
尾崎局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私からは、会長の互選が投票になった場合の補足を少しお話しさせていただきます。</p> <p>会長の互選が投票になった場合におきましては、投票前に立候補者を募ることは明示はされておきませんが、今回委員の皆様初めての顔合わせとなります。それぞれがどういった経歴の方なのか、また農業に対してどういったお考えをお持ちなのか分からないということもございまして、どなたに投票すべきか分からないと思われることもありますので、また意欲のある方に会長職をやっていただく必要もあろうと考えております。したがって、投票の前に、立候補される方に所信表明をいただき、立候補者の中から選択していただく方法を取らせていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>この方法でよろしゅうございませうでしょうか。</p>
	< 異議なし >
尾崎局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、立候補される方が複数いらっしゃる場合には、投票による決定といたします。また、立候補される方がお一人しかいらっしゃらない場合には、所信表明をいただいた後に無投票にて決定とさせていただきます。</p>
仮議長	<p>ただいま互選の方法について互選管理事務補助者より説明がありましたが、指名推薦と投票のどちらにするか、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
尾崎局長	<p>指名推薦か投票か、いずれかの声をお発しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
高木委員	立候補します。
杉本委員	立候補します。
尾崎局長	<p>ありがとうございます。今、立候補の声を。ほかにはございませうか。</p> <p>では、今お二人ですね。お二人立候補の声が上がりました。では、お二人手が挙がりましたので投票の方法で。</p>
仮議長	<p>ただいま投票による互選という意見が出ました。</p> <p>東広島市農業委員会互選規程第15条、指名推薦の方法は全員の異議がない場合のみ、会長投票は互選といたします。</p> <p>それではまず、立候補する委員を把握したいと思います。</p> <p>立候補される方は、挙手をして立候補の表明をしてください。立候補した委員の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>立候補される方、挙手をお願いします。ほかにおられませうか。その他立候補される委員はおられませうか。</p>
	< なし >
仮議長	<p>おられなければ、立候補者の所信表明をお願いいたします。なお、公正を期するため、一人3分程度でお願いをいたします。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>所信表明を行う順番は仮議席順といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
仮議長	<p>それでは、異議がないようございませうので、では仮議席順に、杉本委員からお願いをいたします。</p>
杉本委員	<p>私は杉本源蔵であります。それで、農業委員会の委員としてですが、今農地を守るということで、荒廃したり、耕作ができんとだんだん農家戸数も減って、さらに高齢化が進んで農業が難しくなるとかというような状況で、特に肥料とか、いろんなものももう2年ぐらいこ</p>

杉本委員	<p>うたことあるんですが、農地を荒らしてはいけないんで、地域から新規就農者とか、知ってる人を集めて荒らさんようにということでやっていきたいと思います。</p> <p>それで、そういう各農家の意向調査等を今からやるようになって、将来どういうふうにしたらいいかとかというようなことがあると思いますので、とにかくもう荒らしたら農地が駄目になるので作るように、全体の面積を作らんでも少しでも作るようにやっていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
仮議長	次に、高木委員さん、お願いをいたします。
高木委員	<p>私は志和町出身の高木昭夫と申します。初めて農業委員にさせていただいて、いきなり会長ということで大変おこがましいとは思いますが、農業委員にさせていただくということが決まり次第、東広島市農業委員会のホームページをしっかりと見させていただいて、議事録等も全て出ているものについては確認させていただきました。</p> <p>私は、平成3年から東広島市の市議会議員、そして平成19年からは県議会議員として、特に農業問題を中心に活動してまいりました。若いときには行政書士として4条、5条、それから平成元年から土地改良区をつくりまして、平成5年から理事長ということで土地改良法、また3条、そして平成9年には農業法人を立ち上げまして、県議会議員を辞めた後の4年ほど前から、その法人の組合長として一昨日まで田植によって実地で農業を経験してまいりました。</p> <p>今、最大の懸案となっております地域計画、10年前に人・農地プランができて、これがかうまくいかないということで、実質化という非常に、国が本当にこんなことを言うのかというぐらい変なことを言って、実質化を皆さん努力されてこられました。それももうまくいかない今度は地域計画、2回やっとうまくいかないものが3回目であまくいくとはとても思えないし、非常に農業委員さんに過重な負担がかかる。これらについて、国に対してもきちっと物を言っていないと、おざなりな計画をつくったら迷惑するのは農家です。こんなことでは困るという思いが非常にいたしております。そういったことで、国、県そして市に対して物が言える立場でしっかりと東広島市の農業を私は実地で体験しております。頑張っていきたいとは思いますが、先ほど杉本委員からもありましたように、非常に取り巻く環境は厳しい。これを打破していくには、農業委員を中心とした農業者がしっかりと手を携えて物を言っていく、そのことのために私は立候補させていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
仮議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、投票に先立ちまして、互選規程第12条により2名以上の立会人の指名をすることとなっております。したがって、仮議席2番の荒谷委員さん、23番の古本委員さんを指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
仮議長	<p>それでは、事務補助者は出入口の施錠をお願いいたします。それから、それ以後は外に出ないようにお願いをいたします。</p> <p>互選管理事務補助者が投票の準備をしておりますので、もう少しお待ちください。</p> <p>投票箱の確認をお願いいたします。</p>
	< 投票箱を立会人に確認してもらう >
仮議長	投票箱の確認が終わりましたから、互選管理事務補助者は投票の準備をお願いをいたします。
	< 投票準備 >
仮議長	それでは、投票の準備ができたようですので、投票の仕方を互選管理事務補助者から説明をしてください。
	< 異議なし >
定井局長補佐	<p>失礼いたします。改めまして、投票の方法について説明をいたします。</p> <p>先ほども申し上げましたけれども、互選は無記名の投票で行い、委員1人につき1票といたします。</p> <p>また先ほども申し上げましたけれども、所定の用紙を用いないもの、互選される者のご氏</p>

定井局長補佐	<p>名を書かれていないもの、互選される者の氏名のほか、ほかのことを記載したもの、委員でない者の氏名を記載したもの、1票の中に2人以上の氏名を記載したもの、どの委員を記載したかを確認できないもの、これらにつきましては無効となりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>投票の方法ですが、ご自分の席にて立候補者の氏名、どちらか1名をご記入いただき、投票をお願いいたします。</p> <p>投票の順番でございますが、まず立会人である仮議席番号の若い委員が一番最初にご投票いただき、2番目に仮議長、それから3番目以降は仮議席の番号順に投票をお願いいたします。</p> <p>その際、仮議席番号が若い委員は、まずご自分が投票した後に立会をしていただくこととなり、仮議席番号が最後の委員は立会していただいた後に、一番最後に投票ということになります。</p> <p>次に開票でございますが、投票終了後速やかに開票し、投票の調査、点検を行い、得票数を計算して当選人を決定いたします。</p> <p>当選人の決定は有効投票の最多数を得た方、得票数が同数の場合には、互選管理人がくじにより当選人を決定いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
仮議長	<p>説明が終わりました。投票の質問等がありましたらお願いをいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
古川委員	<p>名前ですけど、フルネームですか。それとも、名字だけでよろしいでしょうか。</p>
尾崎局長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>今お配りさせていただいております配席表で、フルネームでお書きいただきますようよろしくお願いたします。</p>
仮議長	<p>ほかにありませんか。ありませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
仮議長	<p>ないようでしたら、互選管理事務補助者は投票用紙の配付をしてください。</p> <p>投票用紙は全員に行き届いておりましたでしょうか。配付漏れはありませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
仮議長	<p>なしですね。</p> <p>それでは、自席にて会長にする者の氏名1名を記入して、投票をお願いいたします。</p>
	<p>< 自席にて投票用紙記入⇒順次投票 ></p>
仮議長	<p>投票は全員お済みになりましたでしょうか。</p>
	<p>< 投票終了 ></p>
仮議長	<p>これで投票を終了いたします。</p> <p>互選管理事務補助者は出入口の開錠をし、開票の準備をしてください。</p> <p>立会人の方は、前方の開票の机のところに移動をお願いいたします。</p>
	<p>< 開票台で開票 ></p>
仮議長	<p>ただいまから投票の結果を発表いたします。</p> <p>出席者23名で、投票総数23票、うち有効投票数23票、無効投票0票。</p> <p>得票数は、杉本委員が16票、高木委員が7票です。</p> <p>以上の結果、互選規程第14条の規定により、杉本委員を当選人として決定をいたします。</p> <p>以上で互選会を終了いたします。</p> <p>なお会長が決定いたしましたので、仮議長並びに互選管理任務を終了させていただきます。議事の円滑な進行にご協力をいただき、大変ありがとうございました。</p>
尾崎局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なおこの互選会の記録は、互選規程第19条の規定によりまして互選会終了後、遅滞なく互選の経過を記載しました記録を作成いたしまして、互選管理人さんのほうに署名の上、投票用紙とともに会長に提出しなければならないとありますので、互選会の経過記録を作成し、互選管理人に署名をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは杉本会長様、席に着きご挨拶のほうをお願いいたします。</p>

議 長	どうも皆様、先ほどはいろいろと投票いただきまして誠にありがとうございました。今から3年間は、会長として皆様方のご協力によりよろしく願いいたします。以上です。
尾崎局長	ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行につきましては、東広島市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして会長が議長に就き進行いたします。
議 長	ここで議事進行確認のため、暫時休憩をいたします。時間は2時35分に再開する予定です。よろしく願いします。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	おそろいになつとるようなので、再開させていただきます。
	< 異議なし >
議 長	それではこれからの議事の進行につきましては、私のほうで行わせていただきます。次第の5、議席の決定ですが、これにつきましては東広島市農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の議席は最初の総会においてくじ引で定めることになっております。決定の方法につきまして、事務局から説明をします。
定井局長補佐	それでは、くじの方法についてご説明申し上げます。 まず2通りございまして、議席決定のくじを引く順番これを決めるくじを引いた後に、その後に議席の決定のくじを引いていただくという2回くじを引く方法と、もう一つは単純に仮議席の番号順にくじを引いていただいて議席を決定する方法、この2通りがございまして、以上でございます。
議 長	ただいま説明がございましたが、仮議席に議席決定についていただく方法で1回のみくじ引を取りたいと思いますが、どうでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、1回のくじ引で決定したいと思います。 なお、本日欠席者が1名おられます。欠席者の議席決定も必要ですので、事務局職員に代理をさせてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、代理者は席に着いてください。代理者、坂見さん。 事務局は、くじの方法を説明してください。
定井局長補佐	それでは、失礼いたします。 まず、こちらの箱の中に1番から24番までの番号を記載いたしました紙くじが入っております。仮議席番号の1番の委員さんから順番に回りますので、箱から紙くじを1枚お引きください。引かれた紙くじには、番号とお名前を記入する欄がございまして、ご自分のお名前の記入をお願いいたします。全員がくじを引かれ、引かれたくじにご自分のお名前を記入いたしましたら、事務局のほうで回収に回ります。回収後、事務局で整理した後に皆様の議席番号を発表させていただきます。以上でございます。
議 長	ほかに、ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、事務局はくじを開始してください。
尾崎局長	これから仮議席1番の委員から順番に回りますので、中に入っているくじを1枚お引きください。少々お待ちください。
	< 箱を持って順番に回り、くじを引いてもらう >
議 長	くじが終了いたしました。 くじの結果はお手元のくじの番号のとおりです。続いて、下にご自分の氏名欄に氏名記入をお願いいたします。

	< 委員～氏名記入 >
議 長	よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	皆さん、じゃあ記入されましたということで、続いて事務局がくじを回収に回りますのでお渡してください。
	< くじ回収・並び替え >
	< 結果入力（記載） >
	< 確認 >
定井局長補佐	ただいま入力の整理のほうをいたしておりますので、少々お待ちいただければと思います。よろしくお願いたします。
議 長	お待たせをいたしました。それでは、事務局からくじの結果を発表いたします。事務局、発表をお願いします。
定井局長補佐	失礼いたします。1番から順番に発表をさせていただきます。 議席番号1番が長原委員、2番、久保委員、3番、岡土居委員、4番、脇坂委員、5番、台川委員、6番、中務委員、7番、古川みどり委員、8番、杉本委員、9番、柏尾委員、10番、荒谷委員、11番、村上委員、12番、木原委員、13番、財満俊子委員、14番、仲伏委員、15番、高尾委員、16番、大月委員、17番、土井委員、18番、在間輝昭委員、19番、古本委員、20番、橘川委員、21番、小倉委員、22番、高木委員、23番、高橋委員、24番、住井委員。 以上でございます。
議 長	ただいま発表されました番号のとおり議席を決定することに異議はございませんでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	ありがとうございます。ご異議がございませんので、議席の決定については、ただいま発表された番号のとおり議席として決定いたしました。 それでは議席の移動をいたしますので、移動についての説明を事務局から説明をさせます。
定井局長補佐	失礼いたします。それでは、ただいま回収いたしましたくじをそれぞれの議席番号の上に置いておきますので、ご自分の議席へ移動された後に、この名立てに番号を挟んでいただければと思います。 説明は以上でございます。
	< 事務局～本くじを各議席の番号へ置く >
	< 各自移動～着席 >
議 長	席を移動されたようなので、それでは次第6の議事録署名者を指名いたします。 議席番号1番長原委員、議席番号2番久保委員を指名をいたします。 次に、次第7、会期の決定についてをお諮りいたします。 会期の決定は、令和5年6月1日の1日限りとさせていただきますよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期の決定は令和5年6月1日の1日限りといたします。 次に、第8、会長職務代理者の互選会に入ります。 互選管理人は、東広島市農業委員会互選管理規程第5条第1項第3号の規定により、私が互選管理人となり会長職務代理者の互選会を行います。また、互選規程第5条第2項の規定で、互選管理人はその事務を補助執行させるため、互選管理事務補助者を事務局職員のうちから指名することができるとなっておりますので、互選管理事務者補助に農業委員会尾崎事務局長、定井局長補佐兼農地保全係長、合原主査、坂見主任主事の4名を指名いたします。 次に、互選の方法については、さきの会長の互選会のときに事務局から説明がありましたので省略させていただきます。また互選会は、互選規程管理第4条の規定で委員の3分の2以上の出席により成立することとなっております。したがって、現在の在任委員数24名のうち、本日23名が出席されておりますので、3分の2の16以上のため成立いたしております。

議 長	次に互選の方法ですが、互選規程第7条の規定に基づく投票に係る方法、そして第15条の規定に基づく指名推薦による方法があります。どちらの方法にするか委員の皆様にお諮りいたします。 ご意見がありましたらお願いします。
住 井 委 員	24番住井です。 指名したいと思います。木原委員を指名したいと思います。
議 長	分かりました。 ただいま指名推薦という声が出ました。東広島市農業委員会互選規程第15条第1項の規定により、出席した委員全員に異議がないと見られたときに指名推薦の方法によることができることとなっております、改めて委員の皆様にお諮りいたします。 会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法とすることとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	全員一致で異議がないということですので、指名推薦による互選といたします。 なお、互選規程第15条第2項の規定により、推薦人の委員から被指名推薦人の指名を受けた人をもって当選人にすることになっております。 どなたか推薦される。
	< 木原委員を推薦する旨の声あり >
議 長	分かりました。 それでは、ただいま住井委員から会長職務代理者に木原省五委員の推薦がありました。互選規程第15条第2項の規定に基づき、皆さんにお諮りをいたします。 ただいま推薦のあった木原省五委員を当選人と定めることについて異議ございませんか。
	< 異議なし >
議 長	木原省五委員を当選人と定めることに決定いたしました。 以上で職務代理者の互選会を終了いたします。 なお、会長職務代理者が決定しましたので、互選管理人の任務を終了させていただきます。 すいませんが木原さん、ここへ来てください。
木 原 職 務 代 理 者	すいません。挨拶をということなんで挨拶をさせていただきますが、何もございません。一応職務代理ということで、仕事をしとるのを今まで見てきたとおり、大切な報告ばかりだと思います。日程の報告をさせてもらうそれぐらいなことです。よろしくお願いします。
議 長	次に、第9の議案審議に入ります。 議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。 なお、この選任について議案は新体制となって初の議案となります。これから事務局に説明を求めますが、その後ご質問等があれば時間を取り、採決を行うこととなりますので、それでは議案の説明を求めます。
定井局長補佐	それでは、議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 お配りしております議案の1ページをご覧ください。 農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等の法律に基づき、担当区域を定めて農業委員会が委嘱することとなっております、本市では東広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱において、34の地区で59名の委員を募集することとなっております。 議案の2ページをご覧ください。 今回委嘱しようとする農地利用最適化推進委員の候補者の一覧でございます。こちらは、本年2月から3月にかけて選考委員会を面接審査会を含め計4回開催いたしまして、検討を重ねた結果によるものです。 本議案は、このたび新体制となった農業委員会において、2ページに掲載しております候補者について、農地利用最適化推進委員の委嘱の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら、挙手をして議席番号と氏名を告げて、議長の許可の

議 長	後、ご発言をお願いいたします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案のとおり決定をいたします。 それでは次に、次第10の担当地域の決定に入ります。 事務局の説明を求めます。
尾崎局長	失礼いたします。資料番号1、農業委員担当地域（案）をお手元にお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。 以前は、地域の代表といたしまして農業委員は選挙で選出されておりましたが、法改正によりまして市内全域を通じ募集させていただく形に変わっております。このため、農業委員の方々は、本来お一人お一人がそれぞれ市内全域に責任を持って活動をされることとなっているものでございます。 しかしながら、農地利用の最適化を図るという主要な業務を、各地域の推進委員と連携して進めていただくためには、農業委員の方々におかれましても、主として活動する地域を分担し、あらかじめ定めておいたほうが効率的であると考えられます。 そうした意味合いで、各委員の方がよくご存じと思われましてお住まいの地域を基本といたしました地区割りの案を事務局として作成いたしましたので、お手元の資料で確認いただければと思います。 なお、この資料は、あくまで事務局において作成したものでございまして、居住地域が重複する委員さんもいらっしゃいます。正式には、今後農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんとの全体研修会を予定しておりますので、その研修会の場で各地区単位でご協議いただき、担当地域を決定いただく予定といたしております。したがって、本日は各自資料をお持ち帰りいただきまして、内容を確認いただければと思っております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にありましたように、農業委員の担当地域については、農地利用最適化推進委員さんとの全体研修会において、各地区担当で協議決定をいただくようになっております。したがって、本日は各自お持ち帰りをいただきまして、内容をご確認いただければと存じますので、よろしくをお願いいたします。 次に、次第11、その他ですが、事務局の方で何かあればお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないということですので、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
高木委員	22番高木です。 委員の選任方法について、法律では8条の5項に、市町村長は第1項の規定により、委員の任命に当たっては次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない、ただし書でその区域内に認定農業者等が少ない場合はこれの限りでないとは書いてありますが、認定農業者である法人の業務を執行する役員または農林水産省令で定める使用人これらを過半数確保しなさいというのが大前提であるわけですが、私がこの農業委員になったときにこのことが一切出ていませんし、選ばれた方も認定農業者がどれだけおられるか分かりませんが、本来認定農業者を2分の1確保しなさいということについて、少なくとも4分の1は確保してというふうに書いてある。このことについて執行部としてどのような配慮をされますか。お聞きしたいと思います。
議 長	すいません、ちょっと休憩を取らせてください。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	休憩を閉じまして再開いたします。

尾崎局長	今私の立場としては事務局長という立場でございますが、今聞き及んでおる内容といたしましては、市長部局のほうが高木委員がおっしゃった法的要件のほうは満足している状況で任命をしておるといふふうに聞き及んでおります。正確な割合につきましては、一旦確認させていただいて、改めて割合のほうをお知らせさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。
高木委員	現在の委員さんについては、私の知る限り地区代表というふうになっておりまして、集落法人が東広島市内に34ぐらいあります。基本的にほとんどは認定農業者です。そこに対して一切のアプローチはありません。私は会長していますんで分かるんですが、こういう選び方は、この農業委員会法に対して正面から取り組んでいないというふうにしかなれない。これは問題だと思いますよ。やはり最低限4分の1を確保せえと書いてあるんですから、最初から認定農業者の枠は、24の4分の1ですから、何ぼですか。6人ですね。そのぐらいは認定農業者の枠として、きちっと分かる形で認定農業者を選ぶべきというふうに思いますが、これは事務局としては答弁できないと思いますが、執行部としてしっかり申し入れていただきたい。今後の選び方、推薦の仕方については、一考していただくようお願いいたします。答弁があったらお願いします。
尾崎局長	事務局として賜ります。 今、高木委員からのご意見ということで、皆様からご意見がないようであれば、一旦事務局のほうでお預かりさせていただいて、執行部のほうへ申し伝えるという形でもよろしゅうございますでしょうか。
古川委員	7番古川です。 認定農業者及びそれに準ずる方が一応出ていますが、人数はいると思います。私もこれでも認定農業者に値します。7人か8人いればいいんですよ。
高木委員	偶然そうなたただけの話じゃなくて、認定農業者として選ばれたわけではない。話は違います。それはほかにおられるのは私の認識不足です。地域代表でしょう。
古川委員	郷曾の農事組合法人の理事をやっていますので、一応組合長から出なさいと言われたので出ることができました。
高木委員	それは市のほうから申込があって、こういう枠を設けとるから推薦してくださいということがあったんだろうか。少なくとも、集落型法人の事務局並びに私に対しては一度もありません。今70人程度だそうですが、そのうちの3分の1程度を握っている認定農業者を持っている集落法人連絡協議会に対して問合せがないということ、割当てがないということについては問題だと思います。 何でこう言うかというたら、水田面積の二十数%は既に法人が預かっています。非常に農業委員会としての場で発言をしないと、農業をやっていく上で非常に困るんですね。太陽光が入り込んできたり。だから、農地そして経営を守るためには、農業委員として少なくとも1人とか2人はその法人協から役員を農業委員に出しておきたいという思いがずっとあるんですが、一向に市のほうからはそのような問題が提起されてこない。私は非常に問題だと思います。したがって、事務局からきちっと執行部に対して、次回の委員選任に対してきちっと対応していただきたいというお願いでございます。
尾崎局長	事務局として、今の高木委員のご発言につきまして、皆様からご意見がないようであれば、認定農業者の選定を含めた農業委員の選定方法について問題があったんではないかということ執行部のほうへ申し伝えるという格好でお預かりさせていただければと思うんですが。
古川委員	それプラス、本当に農業委員に適しているかどうかという審査といたしまして、地区の方誰かに聞いてもらってオーケーが出ればその人を許可するような体制で採ってもらいたいなと常々思っていましたので、農林水産課のほうにもそういう話ができたらいいなとは思っております。よろしく願います。分かりますか、意味。
尾崎局長	地区の選定の方法について、もう少し全体的な話が欲しいというような内容でもよろしゅうございますか。少し違いますか。
古川委員	人材についても選ぶというか、厳選してほしいなというのがあります。だから……
尾崎局長	失礼いたします。発言の許可を議長に取っていただければと思います。よろしく願います

尾崎局長	します。
古川委員	7番古川です。 人材のことは常々思っておりました。どうやったら本当に農業のことを考えている人が農業委員になれるのかなというのがありましたので、いろんな地域の皆さんとコミュニケーションを取れる人、人のために動ける人に農業委員になってもらえたらなと思っていました。私の地域では、元の人はそのができていなかったもので、みんなぶうぶう言いながらやっていたということがありますので、あまり大きい声じゃ言えませんが、だから、人選ということをもうちょっと的確にやってほしいなと思っておりました。
尾崎局長	今の古川委員のおっしゃる内容も追加でということで、よろしゅうございますか。皆さんからご異議はないということでもよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議長	今の高木委員さんと古川みどりさんの意見ですが、農林水産課のほうにお伝えして、回答をということでもらせてもろうていいですか。
高木委員	よろしくお願ひします。
土井委員	17番土井なんですけど、法人の方のことも言われるんですけど、僕は認定農業者です。認定農業者なんですけど、やっぱり個人が生きていける、法人もそうなんだろうけど、個人が生きていける農業を目指すというのが大切なことだと思うんですよ。どっちがどっち言われたら僕も困るんですけど、みんなで共存できる農業が継続できるというのが理想じゃないかと思うんですけど。全部をまとめるとしたら大変なんですけど、そういうんじゃないかと思うんですけどね。終わります。ちょっと難しいんですけど。
高木委員	農業委員会法第6条3項に、農業委員会はその区域内に次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。1として、法人化その他農業経営の合理化に関する事項。法律にきちっと書いてあります。私は自分勝手なことを言っとるわけじゃなくて、農業委員会関係法に基づいてお願ひをしておりますので、よろしくお願ひします。
議長	土井委員さん、今の発言のことなんですけど、一応また個人的にもあるんですけど、答弁があったほうがいいですかね。
土井委員	いやいや、いいです。結構です。
議長	ほかには何かありましたらお願ひいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、次第12、閉会といたします。 それでは、次回の6月の通常総会でございますが、6月28日水曜日午後2時から行いますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。 開催場所等については、後日改めまして文書で通知をさせていただきます。 以上で初総会を終了いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 1番 長原 毅 委員 2番 久保 伸司 委員